

第26期・第3回法学委員会議要旨

日 時： 2024年4月22日（月） 12:55～13:30、および、
2024年4月23日（火） 12:00～13:00

* 第3回法学委員会は、総会・部会の間2回に分けて開催

会 場： 日本学術会議 5-B 会議室およびオンライン会議システム併用のハイブリッド開催

出席者： 大久保規子（22日のみ出席）、大塚直（両日オンライン出席）、越智敏博、小畑郁、◎川嶋四郎、島岡まな、島村 健、丸谷浩介、三成賢次（両日オンライン出席）、南野佳代、山田八千子

（◎は委員長、注記しない限り両日会場出席）

欠席者： 大久保規子（23日：幹事会出席のため）

議事録作成者： 小畑 郁 （以上、敬称略・五十音順）

議 題

1. 今後の法学委員会の活動について

第一部資料のなかにある法学委員会の「活動報告」に基づき、振り返りがなされた。地域研究委員会から、デジタル時代における新しい人文・社会科学に関する分科会（名称は仮称）の設置に際して、同分科会に専門的に関わる分野別委員会として法学委員会も加わってほしい、との要請があり、合同設置の形態で加わることが認められた。地域研究委員会が主体として、設置提案がなされる予定である。

2. 任命拒否問題への対応について

委員長から任命拒否問題につき、法学委員会としての確認事項が提案された。種々議論の上、修正を加えて、別添資料の通り承認された。

今後、確認事項に沿った対応を引き続き幹事会に求めていくことも確認された。

3. その他

（1）査読等への対応について

さまざまな意思の表出につき、法学委員会からの意見（査読を含む）を求められることがあるが、それについては、積極的に対応することが確認された。その際には、学会の査読でないことに留意しなければならないことも了承された。現行査読体制には少なからぬ改善すべき点があり、それについて議論を続け、幹事会等に対応を求めていくことが確認された。

（2）日本学術会議のあり方について

政府による法案提出に向けた準備が進んでいる法人化案への対応が種々議論された。法学委員会としては、①国の機関であっても、独立性は担保できること、②国の機関であっ

ても、外国人の会員資格は認められる（個別の法律改正により）ことについて説明文書を作成する方向で検討することが確認された。その際には、これまで幹事会が日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会にすでに提出している文書等が参考になる旨の意見があった。

以 上

<別添資料>

確認事項

2024 年（令和 6 年）4 月 23 日

第 26 期 法学委員会

2020 年（令和 2 年）8 月 31 日付で日本学術会議が内閣総理大臣に推薦した会員候補者 105 名のうち 6 名が現在においても任命されていない件について、第 26 期法学委員会は、全員一致で以下の事項を確認した。

日本学術会議法上、「日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とし（同法 2 条）、「独立して」「職務を行う」（同法 3 条）ものである。日本学術会議は、210 人の会員をもって組織することが法定され（同法 7 条 1 項）、会員は、「優れた研究又は業績がある科学者のうちから」日本学術会議が「選考し」て行う候補者の「推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」（同法 7 条 2 項・17 条）とされている。

ここに示されるとおり、内閣総理大臣には、会員を 210 人未満に減ずる権限も、会員を選考する権限もない。したがって、理由が示されないまま本件 6 名が任命されず、また会員数が 204 名のままの状態が継続していることは違法であり、内閣総理大臣は、速やかに本件 6 名を任命すべきである。

以 上